

主 文

本件特別抗告を棄却する。

理 由

抗告理由は末尾添附の別紙記載のとおりである。

然し、最高裁判所に対しては、刑訴応急措置法第一八条のように特に最高裁判所に抗告を申立てることを許された場合の外、抗告をすることは許されないものであることは既に当裁判所の判例とするところである。（昭和二二年（つ）第四号同年一二月八日第一小法廷決定参照）そして本件再抗告は右許される場合の抗告に当らないことは、理由書自体により明白である。よつて刑訴施行法第二条旧刑訴法第四六六条第一項により主文のとおり決定する。右は裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎